

別紙

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社シーテックが、静岡県浜松市天竜区龍山町及び佐久間町において、最大で出力 61,200kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)では、「2050 年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、本事業の工事計画は、対象事業実施区域が急峻な地形に立地することから、風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の新設に当たって切土主体の計画とされており、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっており、切土工等に伴う発生土のうちヤード造成等に利用できないものは対象事業実施区域内において盛土する計画とされている。

また、対象事業実施区域は、大部分が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定され、更に、その一部は、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づき指定された地すべり防止区域に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。

さらに、対象事業実施区域の周辺には飲料水供給施設水源地及び上水道水源地が多数存在する。

加えて、現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、ハチクマ、サシバ等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（２）事業計画の見直しについて

対象事業実施区域の一部は地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域に指定されており、同指定地において工事用・管理用道路の配置が計画されている。

このため、地すべり防止区域内において配置が計画されている工事用・管理用道路について、地すべり等防止法等の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置の回避又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。なお、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえること。

（３）工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、対象事業実施区域が急峻な地形に立地することから、風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の新設に当たって切土主体の計画とされており、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、切土工等に伴う発生土のうちヤード造成等に利用できないものは対象事業実施区域内において盛土する計画とされている。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、２．各論（１）も踏まえ、風力発電設備等の配置、設置高、線形の見直しや、擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の更なる見直しを行うこと。

（４）事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

（５）累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、他事業の事業進捗に応じて、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

- イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の結果について、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域は、大部分が森林法に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定され、更に、一部は、地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設等により、大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、1. 総論(2)の事業計画の見直しを行った上で、関係機関等と十分に調整を行い、沈砂池等の配置及び構造、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずること、土地の改変に伴う動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域は大部分が森林法に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定され、対象事業実施区域内には飲料水供給施設水源地及び多数の上水道水源地が存在する。特に、小芋川に隣接する道路においては、管理用道路の拡幅工事等に伴う土砂及び濁水が河川に到達するおそれがあり、近傍の「水質 10」調査地点においては、河川中の浮遊物質量が大きく増加する予測結果となっていることから、水環境への影響が懸念される。

このため、既設道路を活用するなど可能な限り土地の改変を抑制した上で、風力発電設備等の設置や、管理用道路の新設、拡幅等については、構造及び工法や土堤、素掘側溝等の濁水対策を検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないかを確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講じること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ハチクマ、サシバ等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のクマタカの生息状況及び繁殖状況に関する事後調査並びに稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、風力発電設備への衝突、移動の阻害等、鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ クマタカの営巣場所と工事用・管理用道路が近接している位置においては、クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家等の助言を踏まえるとともに、営巣中心域が推定できていないペアについては必要に応じて営巣中心域を推定した上で、営巣期は高利用域における大規模な森林伐採等の工事を回避する等の環境保全措置を講ずること。